

青森県報

号外第十一号

令和二年
三月十三日
(金曜日)

目 次

規 則

○青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則………

(団体経営
改善課) ……

規 則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 県は、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第三条第二項に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)に対して当該業務に必要な資金(以下「県貸付金」という。)を貸し付ける。

第二条第一項中「県」の下に「及び融資機関」を加える。

第四条から第七条までを次のように改める。

(貸付資格の認定)

第四条 貸付金の貸付資格の認定を受けようとするものは、貸付資格認定申請書(第一号様式)に法第七条第一項(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画(以下「改善計画」という。)を記載した書面(以下「改善計画書」という。)を添え、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の貸付資格認定申請書の提出があつたときは、速やかに法第八条(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当するかどうかを審査し、貸付金の貸付資格の認定を行うことを適当と認めるときは、貸付金の貸付資格の認定を行うものとする。

3 知事は、貸付金の貸付資格の認定をしたときは貸付資格認定書(第二号様式)により当該申請者に通知するものとし、貸付金の貸付資格の認定をしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(県による貸付け)

第五条 県から直接林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするものは、前条第一項の貸付資格認定申請書を提出する際、併せて貸付申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の貸付申請書の提出があつたときは、速やかに前条第二項の審査と一体的に審査し、林業・木材産業改善資金の貸付けを行うことを適当と認めるときは、林業・木材産業改善資金の貸付けの決定を行うものとする。

3 知事は、前条第三項の通知に併せて、前項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付けの決定をしたときは貸付決定通知書(第四号様式)により当該申請者に通知するものとし、林業・木材産業改善資金の貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

4 林業・木材産業改善資金の貸付けの決定の通知を受けて県から直接林業・木材産業改善資金の貸付けを受けるもの(以下「県からの借受者」という。)は、借用証書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

5 県からの借受者(政令第五条各号に掲げる者を除く。)は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。この場合において、知事は、林業・木材産業改善資金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、当該県からの借受者に対し、担保又は連帯保証人の追加又は変更を求めることがある。

6 前項の連帯保証人の保証債務には、第十五条第一項及び第二項に規定する違約金を含むものとする。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

第六条 融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするものは、借入申込書(第六号様式)を融資機関に提出するとともに、当該借入申込書の写しを添え、第四条第一項に定めるところにより、貸付資格認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、第四条第三項に定めるもののほか、貸付金の貸付資格の認定の審査の結果を当該申込者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、県貸付金貸付申請書(第七号様式)に第一項の借入申込書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の県貸付金貸付申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の貸付けを行うことを適当と認めるときは、県貸付金の貸付けの決定を行うものとする。

5 知事は、前項の規定により県貸付金の貸付けの決定をしたときは、県貸付金貸付決定通知書(第八号様式)により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の県貸付金貸付決定通知書による通知を受けたときは借受者貸付決定通知書(第九号様式)により当該申込者に通知し、県貸付金の貸付けをしない旨の決定の通知を受けたときは林業・木材産業改善資金の貸付けをしない旨を当該申込者に通知しなければならない。

7 融資機関は、県貸付金の支払を受けようとするときは、県貸付金支払請求書(第十号様式)及び県貸付金借用証書(第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付けの条件は、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付けの条件と同一であるものとする。

9 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの決定の通知を受けて融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けるもの(以下「融資機関からの借受者」という。)との林業・木材産業改善資金の貸付けに係る契約を借受者借用証書(第十二号様式)により行わなければならない。

10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸

付けを行わなければならない。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として当該貸付けに係る債権以外の融資機関からの借受者に対する債権に係る償還の条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

一 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

二 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

13 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

(貸付資格の認定の取消し)

第七条 知事は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が改善計画を達成する見込みがなくなつたと認めるときは、当該改善計画に係る貸付金の貸付資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、貸付金の貸付資格の認定を取り消したときは、その旨を当該借受者(当該借受者が融資機関からの借受者である場合にあつては、当該融資機関からの借受者及び融資機関)に通知するものとする。

第八条から第十条までを削る。

第十一条第一項中「借受者は、貸付金」を「県からの借受者又は融資機関からの借受者は、林業・木材産業改善資金」に改め、「以内」の下に「(三箇月以内に完了することが見込まれない事業にあつては、当該改善計画書における当該事業の完了までの期間内)」を加え、同条第二項中「借受者」を「県からの借受者又は融資機関からの借受者」に、「第五号様式」を「第十三号様式」に、「知事に」を「林業・木材産業改善資金の貸付けを行った知事又は林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関(以下「貸付機関」という。)」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 融資機関は、前項の事業完了報告書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金事業完了報告書(第十四号様式)に同項の事業実施報告書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業の完了に係る期間の延長をしたときは、その旨を

第十一条第一項の次に次の一項を加える。

当該借受者（当該借受者が融資機関からの借受者である場合にあっては、当該融資機関からの借受者及び融資機関）に通知するものとする。

第十一条を第八条とする。

第十二条中「借受者に対し」を「県からの借受者又は融資機関からの借受者に対し、」に改め、同条を第九条とする。

第十三条中「借受者は」を「県からの借受者又は融資機関からの借受者は、」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（償還方法の変更）

第十一条 貸付金の償還方法の変更（前条ただし書、第十三条、第十四条及び第十六条の規定に該当することによる貸付金の償還方法の変更を除く。）を申請しようとする県からの借受者又は融資機関からの借受者は、償還方法変更申請書（第十五号様式）を当該貸付けを行った貸付機関に提出しなければならない。

2 知事は、前項の償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、貸付金の償還方法の変更を行うことを適当と認めるときは、貸付金の償還方法の変更の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付金の償還方法の変更をしたときは償還方法変更決定通知書（第十六号様式）により当該県からの借受者に通知するものとし、貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定をしたときはその旨を当該県からの借受者に通知するものとする。

4 融資機関は、第一項の償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金償還方法変更申請書（第十七号様式）に当該償還方法変更申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の県貸付金償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の償還方法の変更を行うことを適当と認めるときは、県貸付金の償還方法の変更を行うものとする。

6 知事は、前項の規定により県貸付金の償還方法の変更をしたときは県貸付金償還方法変更決定通知書（第十八号様式）により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。

7 融資機関は、前項の県貸付金償還方法変更決定通知書による通知を受けたときは償還方法変更決定通知書により当該融資機関からの借受者に通知し、県貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定の通知を受けたときは貸付金の償還方法の変更をし

ない旨を当該融資機関からの借受者に通知しなければならない。

第十四条の見出しを「（任意の繰上償還の申出）」に改め、同条中「前条ただし書」を「第十条ただし書」に、「借受者」を「県からの借受者又は融資機関からの借受者」に、「第六号様式」を「第十九号様式」に、「知事」を「当該貸付けを行った貸付機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 融資機関は、前項の繰上償還申出書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金繰上償還申出書（第二十号様式）に当該繰上償還申出書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

第十四条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還）

第十三条 県からの借受者又は融資機関からの借受者は、事業の実施の結果、貸付金に余剰が生じた場合には、速やかに繰上償還をしなければならない。

2 融資機関は、前項の規定による繰上償還により貸付金の償還金を受領したときは、速やかに県貸付金繰上償還申出書を知事に提出しなければならない。

第十五条中「知事は、借受者」を「貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者」に、「第十三条」を「第十条」に改め、同条第二号中「償還金」を「貸付金の償還金」に改め、同条第三号中「知事」を「貸付機関」に改め、同条第五号中「貸付け」を「貸付金の貸付け」に改め、同条第六号とし、同条第四号中「第十二条」を「第九条」に、「妨げ」を「妨げ、」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 貸付金の貸付資格の認定を取り消されたとき。
第十五条に次の二項を加える。

2 前条第二項の規定は、融資機関が前項の規定による期限前償還により貸付金の償還金を受領した場合に準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも県貸付金の一部又は全部につき期限前償還の請求をすることがある。

一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 県貸付金の償還金の支払を怠つたとき（融資機関からの借受者による貸付金の償還を第十六条第一項の規定により支払の猶予をしていたことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができないう場合を除く。）。

三 第六条第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 県貸付金の貸付けの条件に違反したとき。

第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「知事は、借受者」を「貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者」に改め、「支払期日」の下に「貸付金の」を加え、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「知事は、借受者が前条第一号」を「貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が前条第一項第一号」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 融資機関は、融資機関からの借受者から違約金を徴収したときは、速やかに県に納付しなければならない。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日までにしているときは、この限りでない。

4 知事は、融資機関が支払期日に県貸付金の償還金又は前条第三項の規定による期限前償還をすべき金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、融資機関からの借受者による貸付金の償還を次条第一項の規定により支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかつた場合には、当該支払期日の翌日から当該融資機関からの借受者による融資機関への支払の当日までの日数を当該違約金の計算に係る日数から控除する。

5 知事は、融資機関が前条第三項第一号に該当することについて当該融資機関の故意が認められる場合において、同項の規定により期限前償還の請求をするときは、当該請求に係る県貸付金の金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて当該請求に係る県貸付金の貸付けを受けた日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

第十六条を第十五条とする。
第十七条中「知事は、借受者」を「貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者」に、「第十三条」を「第十条」に改め、「借受者の」を削り、同条各号中「借受者」を「県からの借受者又は融資機関からの借受者」に改め、同条に次の七項を加える。

2 前項の規定により貸付金の償還金の支払の猶予を申請しようとするものは、支払猶予申請書(第二十一号様式)にその理由を証する書類を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに当該貸付けを行った貸付機関に提出しなければならない。

3 知事は、前項の支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、貸付金の償還金の支払の猶予をすることを適当と認めるときは、貸付金の償還金の支払の

猶予の決定を行うものとする。

4 知事は、前項の規定により貸付金の償還金の支払の猶予の決定をしたときは支払猶予決定通知書(第二十二号様式)により当該申請者に通知するものとし、貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

5 融資機関は、第二項の支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金支払猶予申請書(第二十三号様式)に当該支払猶予申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の県貸付金支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の償還金の支払の猶予をすることを適当と認めるときは、県貸付金の償還金の支払の猶予の決定を行うものとする。

7 知事は、前項の規定により県貸付金の償還金の支払の猶予の決定をしたときは県貸付金支払猶予決定通知書(第二十四号様式)により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。

8 融資機関は、前項の県貸付金支払猶予決定通知書による通知を受けたときは支払猶予決定通知書により当該申請者に通知し、県貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定の通知を受けたときは貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨を当該申請者に通知しなければならない。

第十七条を第十六条とする。
第十八条及び第十九条を削る。

第二十条中「及びその取消し、貸付申請書及び改善計画書の記載内容の変更の承認、第十二条」を「、第九条」に、「処置」を「処理、償還方法の変更の決定」に、「並びに」を「及び」に改め、同条を第十七条とする。

第二十一条中「書類」の下に「(融資機関が知事に提出する書類を除く。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条を第十八条とする。

第八号様式中「(第19条)」を「(第16条)」に、「青森県知事」を「貸付機関の代表者(貸付機関が融資機関の場合にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)」に改め、「猶予決定番号」を「年度」第「号」を削り、「第19条の」を「第16条第3項(第8項)」に改め、同様式を第二十二号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第23号様式(第16条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住所

名称及び代表者の氏名

㊦

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶子申請書

年 月 日付付 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金について、支払を猶子して下さるよう、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

借 受 金 額	償 還 期 日		償 還 金 額
	償 還	償 還	
当 初 の 償 還 方 法	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金支払猶子申請書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第24号様式(第16条関係)

年 月 日

融資機関の代表者 殿

青森県知事

㊦

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶子決定通知書

年 月 日付付 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金県貸付金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第5項の規定により、下記のとおり支払の猶子の決定をしたので通知します。

記

借 受 金 額	償 還 期 日		償 還 金 額
	償 還	償 還	
当 初 の 償 還 方 法	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

貸付機関の代表者」
 及び「林業・木材産業改善資金借受事業完了報告書」や「林業・木材産業改善資金事業完了報告書」及び「先に借り受けた下記の」や「年月日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた」及び「ついては」や「ついて」
 及び「ので」の並びに「青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第3項の規定により、下記のとおり」
 や「及び」

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借受金額
年 月 日		年 月 日	千円

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	借受金額
	年 月 日		年 月 日	千円

改め、同様式を第十三号様式とし、同様式の次に次の五様式を加える。

第14号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住 所
 名称及び代表者の氏名

㊦

林業・木材産業改善資金貸付金事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金貸付金について、林業・木材産業改善資金貸付業務を完了したので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	貸付実行日
	年 月 日		千円	年 月 日

注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第15号様式(第11条関係)

年 月 日

貸付機関の代表者 殿

借受者 住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

㊦

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた林業・木材産業改善資金について、償還方法の変更をしたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

1 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更理由

(変更前)

3 変更内容

(変更前)			(変更後)		
償還期間	招置期間	償還方法	償還期間	招置期間	償還方法
年	年		年	年	
回	償還期日	償還金額	回	償還期日	償還金額
1	年 月 日	千円	1	年 月 日	千円
2	年 月 日	千円	2	年 月 日	千円
3	年 月 日	千円	3	年 月 日	千円
4	年 月 日	千円	4	年 月 日	千円
5	年 月 日	千円	5	年 月 日	千円
6	年 月 日	千円	6	年 月 日	千円
7	年 月 日	千円	7	年 月 日	千円
8	年 月 日	千円	8	年 月 日	千円
9	年 月 日	千円	9	年 月 日	千円
10	年 月 日	千円	10	年 月 日	千円
11	年 月 日	千円	11	年 月 日	千円
12	年 月 日	千円	12	年 月 日	千円
13	年 月 日	千円	13	年 月 日	千円
14	年 月 日	千円	14	年 月 日	千円
15	年 月 日	千円	15	年 月 日	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第16号様式(第11条関係)

年 月 日

殿

貸付機関の代表者(貸付機関が
融資機関の場合)は、住
所、名称及び代表者の氏名

㊦

林業・木材産業改善資金償還方法変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定をした林業・木材産業改善資金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第2項(第7項)の規定により、下記のとおり償還方法の変更の決定をしたので通知します。

1 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更内容

(変更前)			(変更後)		
償還期間	招置期間	償還方法	償還期間	招置期間	償還方法
年	年		年	年	
回	償還期日	償還金額	回	償還期日	償還金額
1	年 月 日	千円	1	年 月 日	千円
2	年 月 日	千円	2	年 月 日	千円
3	年 月 日	千円	3	年 月 日	千円
4	年 月 日	千円	4	年 月 日	千円
5	年 月 日	千円	5	年 月 日	千円
6	年 月 日	千円	6	年 月 日	千円
7	年 月 日	千円	7	年 月 日	千円
8	年 月 日	千円	8	年 月 日	千円
9	年 月 日	千円	9	年 月 日	千円
10	年 月 日	千円	10	年 月 日	千円
11	年 月 日	千円	11	年 月 日	千円
12	年 月 日	千円	12	年 月 日	千円
13	年 月 日	千円	13	年 月 日	千円
14	年 月 日	千円	14	年 月 日	千円
15	年 月 日	千円	15	年 月 日	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第17号様式(第11条関係)

青森県知事 殿

融資機関 住所

名称及び代表者の氏名

印

年 月 日

林業・木材産業改善資金貸付金償還方法変更申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた林業・木材産業改善資金貸付金について、償還方法の変更を
したいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更理由

--	--	--	--

3 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
回	償還期日	償還金額
1	年 月 日	千円
2	年 月 日	千円
3	年 月 日	千円
4	年 月 日	千円
5	年 月 日	千円
6	年 月 日	千円
7	年 月 日	千円
8	年 月 日	千円
9	年 月 日	千円
10	年 月 日	千円
11	年 月 日	千円
12	年 月 日	千円
13	年 月 日	千円
14	年 月 日	千円
15	年 月 日	千円

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
回	償還期日	償還金額
1	年 月 日	千円
2	年 月 日	千円
3	年 月 日	千円
4	年 月 日	千円
5	年 月 日	千円
6	年 月 日	千円
7	年 月 日	千円
8	年 月 日	千円
9	年 月 日	千円
10	年 月 日	千円
11	年 月 日	千円
12	年 月 日	千円
13	年 月 日	千円
14	年 月 日	千円
15	年 月 日	千円

注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第18号様式(第11条関係)

融資機関の代表者 殿

青森県知事

印

年 月 日

林業・木材産業改善資金貸付金償還方法変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定をした林業・木材産業改善資金貸付金について、青森県林業・木材産
業改善資金貸付規則第11条第5項の規定により、下記のとおり償還方法の変更の決定をしたので通知します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
回	償還期日	償還金額
1	年 月 日	千円
2	年 月 日	千円
3	年 月 日	千円
4	年 月 日	千円
5	年 月 日	千円
6	年 月 日	千円
7	年 月 日	千円
8	年 月 日	千円
9	年 月 日	千円
10	年 月 日	千円
11	年 月 日	千円
12	年 月 日	千円
13	年 月 日	千円
14	年 月 日	千円
15	年 月 日	千円

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法
年	年	
回	償還期日	償還金額
1	年 月 日	千円
2	年 月 日	千円
3	年 月 日	千円
4	年 月 日	千円
5	年 月 日	千円
6	年 月 日	千円
7	年 月 日	千円
8	年 月 日	千円
9	年 月 日	千円
10	年 月 日	千円
11	年 月 日	千円
12	年 月 日	千円
13	年 月 日	千円
14	年 月 日	千円
15	年 月 日	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第四号様式を添付する。
第三号様式（第9条）と「（第5条）」の並びに「同様式」の表

借受者 氏名	住所 氏名	借受者 氏名	住所 氏名
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

連帯保証人は、上記資金の借受けにつき、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して、債務の弁済の責めに任じます。

連帯保証人 住所 氏名	住所 氏名	連帯保証人 住所 氏名	住所 氏名
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

借 受 者 住所 氏名 (印)

連 帯 借 受 者 住所 氏名 (印)

連 帯 借 受 者 住所 氏名 (印)

連 帯 借 受 者 住所 氏名 (印)

改め、同様式の注の1中「借受者」の次に「連帯借受者」を加え、同様式の裏中「第17条」を「第16条第1項」に改め、同様式を第五号様式とし、同様式の次に次の七様式を加える。

第6号様式（第6条関係）

融資機関の代表者 殿

年 月 日

申込者 住所 氏名又は名称
及OY代表者氏名 (印)

林業・木材産業改善資金借入申込書

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

借 還 期 間	据 置 期 間	資金交付希望日 年 月 日	貸 付 け の 対 象 と な る 事 業	
			事業量	事業費 千円
年	年	月 日	千円	千円

連 帯 借 受 者	住 所	氏 名	印	連 帯 借 受 者	住 所	氏 名

担保物件の有無	担保物件の内容	独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証の有無
有・無		有・無

借 還 計 画	借 還 計 画														
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
借 還 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

主たる事業所(場)の所在地 事業開始の時期(又は設立の時期) 事業の概要 資本金の額又は出資の総額 常時使用する従業員数	申 込 者 の 概 要
--	-------------

資金の過去の借入状況	借入年度	貸付決定番号	資金の用途	総事業費 千円	借入額 千円	現在の償還残額 千円
				千円	千円	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第7号様式 (第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名

印

林業・木材産業改善資金貸付金貸付申請書

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を実施するため、林業・木材産業改善資金貸付金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借入金額

円

注1 林業従事者等からの提出のあつた林業・木材産業改善資金借入申込書の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第8号様式 (第6条関係)

年 月 日

融資機関の代表者 殿

青森県知事

印

林業・木材産業改善資金貸付金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた林業・木材産業改善資金貸付金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第4項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

借 受 者	
連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

貸付金額	千円
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

償還期日	償還金額	摘要
第1回	千円	
第2回	千円	
第3回	千円	
第4回	千円	
第5回	千円	
第6回	千円	
第7回	千円	
第8回	千円	
第9回	千円	
第10回	千円	
第11回	千円	
第12回	千円	
第13回	千円	
第14回	千円	
第15回	千円	
計	千円	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第9号様式 (第6条関係)

殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名

㊦

年 月 日

林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

年 月 日付にて申込みのあった林業・木材産業改善資金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第6項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

借 受 者	
連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

貸 付 金 額	貸付決定年月日	貸付決定番号
千円	年 月 日	

	償 還 期 日	償 還 金 額	摘 要
第 1 回	年 月 日	千円	
第 2 回	年 月 日	千円	
第 3 回	年 月 日	千円	
第 4 回	年 月 日	千円	
第 5 回	年 月 日	千円	
第 6 回	年 月 日	千円	
第 7 回	年 月 日	千円	
第 8 回	年 月 日	千円	
第 9 回	年 月 日	千円	
第 10 回	年 月 日	千円	
第 11 回	年 月 日	千円	
第 12 回	年 月 日	千円	
第 13 回	年 月 日	千円	
第 14 回	年 月 日	千円	
第 15 回	年 月 日	千円	
計		千円	

その他の貸付条件 (物的担保) (独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証) (その他)	
--	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式 (第6条関係)

青森県知事 殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名

㊦

年 月 日

林業・木材産業改善資金貸付金支払請求書

年 月 日付 第 号で貸付けの決定を受けた林業・木材産業改善資金貸付金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第7項の規定により、下記のとおり支払を請求します。

記

支払請求額 _____ 千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第11号様式(第6条関係)

収入印紙
添付欄

林業・木材産業改善資金貸付金借付証券

1 借受条件等	貸付決定年月日	年 月 日
	貸付決定番号	
借入金額	千円	
資金の内容		
資金の用途		
利率	無利子	

2 償還計画	償還期日	償還金額	摘要
第1回	年 月 日	千円	
第2回	年 月 日	千円	
第3回	年 月 日	千円	
第4回	年 月 日	千円	
第5回	年 月 日	千円	
第6回	年 月 日	千円	
第7回	年 月 日	千円	
第8回	年 月 日	千円	
第9回	年 月 日	千円	
第10回	年 月 日	千円	
第11回	年 月 日	千円	
第12回	年 月 日	千円	
第13回	年 月 日	千円	
第14回	年 月 日	千円	
第15回	年 月 日	千円	
計		千円	

上記のとおり林業・木材産業改善資金貸付金を借付しました。ついては、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの裏面の特約条項を承諾の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

青森県知事 殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名

年 月 日

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県林業・木材産業改善資金貸付金借付証券特約条項

(借入金の使用)

第1条 林業・木材産業改善資金貸付金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、青森県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金(借付金)と同額を、(以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、担保期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると思え、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙が借付金を貸付けの目的以外の目的で使用し、又は借入後速やかに貸付けをしたとき。

(2) 乙が借付金の支払を怠ったとき(丙に転貸した資金を林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第12条第2項において適用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が借付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)

(3) 乙がこの資金の借入れを除き、又はその借入れ後の借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して債務の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。

(5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取り停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。

(6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(7) 乙が甲に債権の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。

(8) 乙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。

(9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期日にかかわらず、借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(繰上償還の期限前償還及び繰上り償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

第5条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに当該債権をこの契約に定める償還期日にかかわらず、甲に償還する。

第6条 甲は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第7条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第8条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(1) この借入金の借付には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(2) 乙の借入、若しくは担保に供され、又は公取用されることとなつた場合

(3) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者若しくは役員を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合

(4) 乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合

(5) その他甲が指示する場合

(調査)

第9条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認する。

(弁済未当の指定)

第10条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(返約金)

第11条 乙は、支払期日に借付金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る返約金を甲に支払う。

第12条 丙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定による支払の猶予をした場合において、支払期日を過ぎて猶予し、旨の決定があつた場合においても、前項の規定による返約金を支払う。

第13条 乙は、第2条第1号、第3号又は第8号の規定により借付金の期限前償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することによって、乙の故意が認められるときは、当該請求に係る借付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に及び当該請求に係る借付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求を併せて支払う。

第14条 乙は、乙丙間の特約により丙に対し返約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

第15条 乙は、前項の規定により丙に対し返約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(仮貸付債権の買入れ)

第16条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する仮貸付債権をそれに付随する担保権とともに甲に買入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額の減失、損傷等の事情により減少したときは、速滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(法定(代位者の変動等))

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者若しくは連帯保証人を変更し、若しくはその債務の免除を行い、又は物上保証人を変更し、若しくはその担保の変更を行つても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、甲乙間で償還期限又は担保期限の変更を行つても異議を申し立てない。

(法定(代位者が弁済した場合の求償制限))

第12条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によつて取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この充て金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なほ、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

貸付金受取人「(第7条)や」「(第5条)」及び「第7条の」や「第5条第2項の」

に

連帯保証人

を

借受者

に

連帯保証人

に

貸付金受取人「(第7条)や」「(第5条)」及び「第7条の」や「第5条第2項の」

貸付金受取人「(第6条)や」「(第5条、第14条)」及び「第6条の」や「第5条第1項の」に

に

連帯債務者

を

住 所	氏 名	印

住 所	氏 名

連帯債務者

に

住 所	氏 名	印

住 所	氏 名

担保物件の有無

担保物件の内容

有・無

改め、同様式を第三号様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。

第1号様式 (第4条、第5条、第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項 (第12条第2項において準用する同法第7条第1項)の規定により、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

注1 林業・木材産業改善措置に関する計画を記載した書面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第4条関係)

指令第 号

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

申請者 住 所
氏名又は名称

年 月 日付で申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付資格については、林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号) 第7条第1項 (第12条第2項において準用する同法第7条第1項)の規定により認定する。

年 月 日

青森県知事

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭